

報告第 23 号

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成 19 年東広島市教育委員会規則第 4 号）の一部改正について、東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 20 年東広島市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 4 月 26 日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 報告理由

東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部改正に当たり、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理の内容

(1) 改正の内容

教育委員会事務局に置く職に、主幹及び学芸員を追加するとともに、所要の規定の整備を行う。

(2) 改正年月日

平成 30 年 4 月 1 日

3 臨時代理年月日

平成 30 年 3 月 30 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

東広島市教育委員会規則第 8 号

東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 30 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成 19 年東広島市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、主任栄養士」を削り、「栄養士、教諭、講師、養護講師、自動車運転手」を「学芸員」に改め、同条第 2 項中「、教諭、講師及び養護講師」を「及び学芸員」に改め、同条中第 3 項及び第 4 項を削り、第 5 項を第 3 項とする。

別表第 1 参事の項の次に次のように加える。

主幹	課	上司の命を受け、所管の職員を指揮監督し、所管の事務を掌理する。	必要に応じ置く。
----	---	---------------------------------	----------

別表第 2 組織規則第 12 条第 2 項に規定する幼稚園の部を削る。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 職員の職の設置については、法令又は他の教育委員会規則に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事務局 東広島市教育委員会組織規則(平成19年東広島市教育委員会規則第3号。以下「組織規則」という。)第3条第2項に規定する機関をいう。</p> <p>(2) 教育機関 組織規則第3条第3項に規定する機関をいう。</p> <p>(3) 職員 東広島市教育委員会の事務局及び教育機関に勤務する事務職員、技術職員その他の職員で、一般職の職員(臨時的任用職員を除く。)をいう。</p> <p>(職員の職)</p> <p>第3条 事務局に、別表第1に掲げる職を置き、教育機関に、別表第2に掲げる職を置く。</p> <p>2 前項の職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。</p> <p>第4条 前条に規定する職のほか、主任主事、主事、<u>学芸員</u>及び給食調理員を置く。</p> <p>2 主任主事、主事及び<u>学芸員</u>は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>3 給食調理員は、上司の命を受け、業務に従事する。</p> <p>(特別又は臨時の職)</p> <p>第5条 第3条に定めるもののほか、必要があるときは、別に定めるところにより、特別又は臨時の職を置くことができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 職員の職の設置については、法令又は他の教育委員会規則に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事務局 東広島市教育委員会組織規則(平成19年東広島市教育委員会規則第3号。以下「組織規則」という。)第3条第2項に規定する機関をいう。</p> <p>(2) 教育機関 組織規則第3条第3項に規定する機関をいう。</p> <p>(3) 職員 東広島市教育委員会の事務局及び教育機関に勤務する事務職員、技術職員その他の職員で、一般職の職員(臨時的任用職員を除く。)をいう。</p> <p>(職員の職)</p> <p>第3条 事務局に、別表第1に掲げる職を置き、教育機関に、別表第2に掲げる職を置く。</p> <p>2 前項の職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。</p> <p>第4条 前条に規定する職のほか、主任主事、主任栄養士、主事、<u>栄養士</u>、<u>教諭</u>、<u>講師</u>、<u>養護講師</u>、<u>自動車運転手</u>及び給食調理員を置く。</p> <p>2 主任主事、主事、<u>教諭</u>、<u>講師</u>及び<u>養護講師</u>は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>3 <u>主任栄養士</u>及び<u>栄養士</u>は、上司の命を受け、技術に従事する。</p> <p>4 <u>自動車運転手</u>は、上司の命を受け、技能に従事する。</p> <p>5 給食調理員は、上司の命を受け、業務に従事する。</p> <p>(特別又は臨時の職)</p> <p>第5条 第3条に定めるもののほか、必要があるときは、別に定めるところにより、特別又は臨時の職を置くことができる。</p>

新				旧			
(非常勤の職員の職)				(非常勤の職員の職)			
第6条 非常勤の職員の職については、別に定める。				第6条 非常勤の職員の職については、別に定める。			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
職名	職の置かれる組織	職務	備考	職名	職の置かれる組織	職務	備考
主幹	課	<u>上司の命を受け、所管の職員を指揮監督し、所管の事務を掌理する。</u>	<u>必要に応じ置く。</u>				
課長補佐	課	上司の命を受け、課長を補佐し、命ぜられた課の事務を整理する。	必要に応じ置く。	課長補佐	課	上司の命を受け、課長を補佐し、命ぜられた課の事務を整理する。	必要に応じ置く。
略				略			
別表第2 (第3条関係)				別表第2 (第3条関係)			
職の置かれる組織	職名	職務	備考	職の置かれる組織	職名	職務	備考
				<u>組織規則第12条第2項に規定する幼稚園</u>	<u>園長</u>	<u>上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、幼稚園の事務を掌理する。</u>	
					<u>教頭</u>	<u>上司の命を受け、園長を補佐し、幼稚園の事務を整理する。</u>	